

平成29年 6月 29日 (木) 13:30～
第3回 石狩川上流減災対策委員会

「水防災意識社会再構築ビジョン」
に基づく
北海道管理河川での取組について

石狩川上流

北海道上川総合振興局

「水防災意識社会再構築ビジョン」 に基づく取組について



水防災意識社会再構築ビジョンに係る直轄河川での取組 ～ 概要 ～

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、**全ての直轄河川**とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・ 住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・ 「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

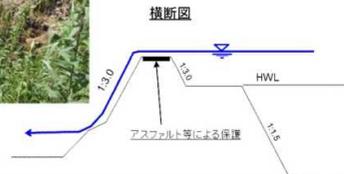
各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>
○ 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう**堤防構造を工夫する対策の推進**
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫（対策例）>



天端のアスファルト等が、越水による侵食から堤体を保護（鳴瀬川水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨）



<洪水を安全に流すためのハード対策>
○ 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・ 立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
 - ・ 住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・ 不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・ タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・ 水位計やライブカメラの設置
 - ・ スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊のおそれがある区域



「水防災意識社会再構築ビジョン」の都道府県管理河川への拡大

「水防災意識社会 再構築ビジョン」の都道府県管理河川への拡大

本年の相次ぐ台風災害による甚大な被害状況等を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を更に推進するため、「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を都道府県管理河川に拡大する。

1. 取組の内容

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、河川管理者、市町村等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進める。

2. 協議会等の進め方

(1) 協議会の設置

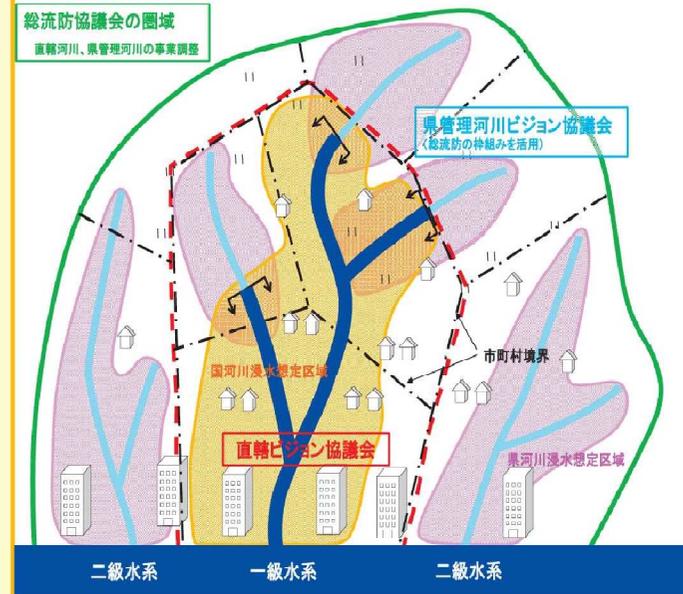
- ・洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置。
- ・総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置。

(2) 協議会の構成員

- ・都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、气象台など必要に応じて関係機関を追加。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加。
市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加。
- ・全国の取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画。

(3) 協議会での取組内容

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②地域の取組方針の作成(概ね5年以内で実施する取組内容)
- ③フォローアップ



◎協議会の実施状況: 荒川圏域(三面川)【新潟県】(10/5第1回協議会)、雲出川圏域【三重県】(10/6第1回協議会)、肱川圏域【愛媛県】(10/20第1回協議会予定)

◎県管理河川における取組の相談窓口を、各地方整備局の地域河川課に設置。

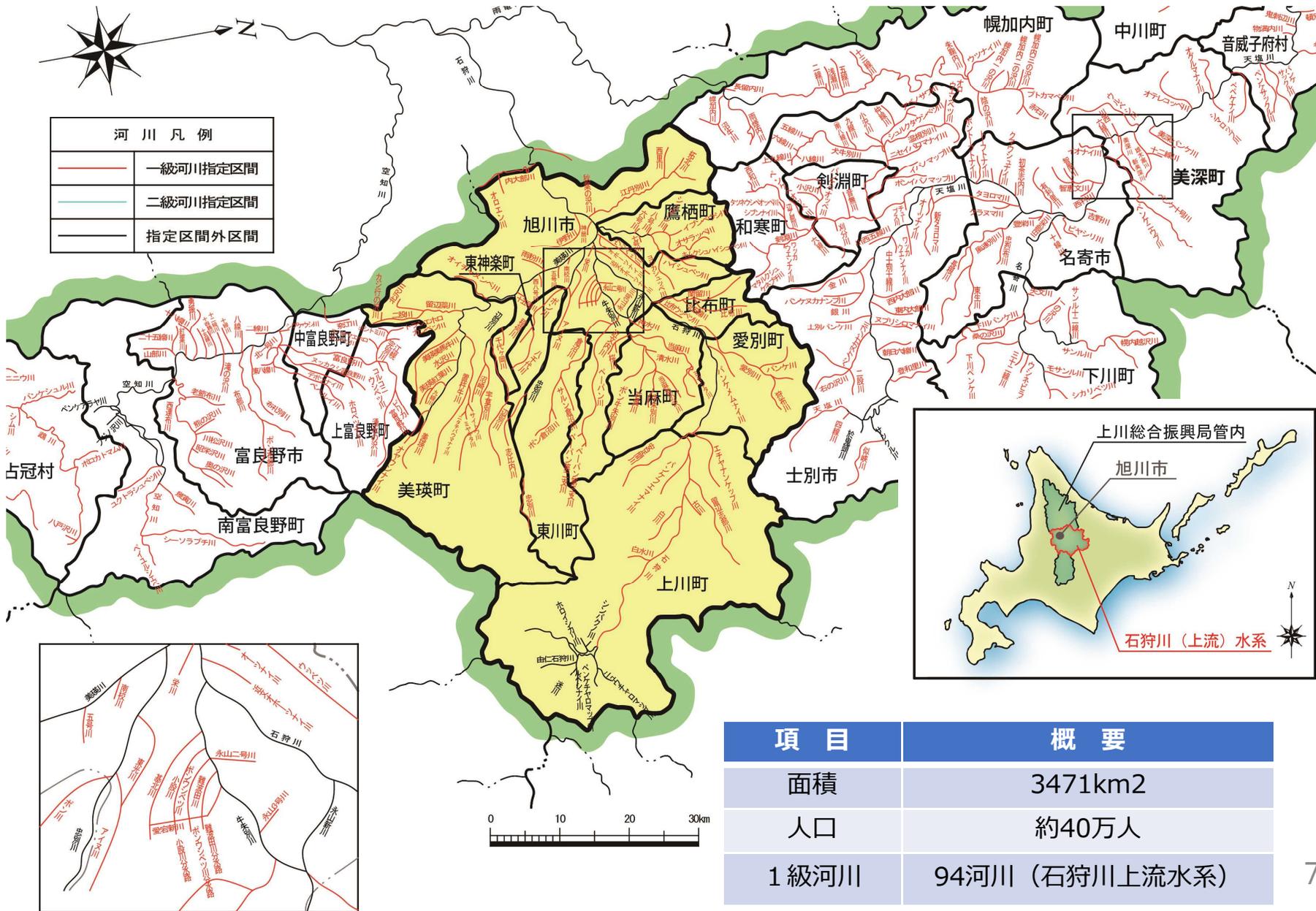
【国土交通省資料より抜粋】

上川管内河川での取組について 石狩川（上流）

水防災意識社会 再構築に向けた推進体制



上川総合振興局管内の河川 石狩川（上流）



上川振興局管内（石狩川上流）の1級水系

水系名	河川名	流域の市町村
石狩川 (上流)	石狩川、エチヤナンケップ川、安足間川 パンケフエマナイ川、留辺志部川、古川、白川、白水川	上川町
	内大部川、オロエン川、伊野川、江丹別川、秋葉の沢川 西里川、拓北川、神居川、ハイシュベツ川 キムクシュハイシュベツ川、ウツペツ川、オホーツナイ川 南校川、五号川、雨紛川、西八号川、十五号川、千代ヶ岡川 東光川、アイヌ川、栄川、近文オホーツナイ川、基北川 ポンウシベツ川、小股川、永山二号川、永山3号川 難波田川、愛宕新川、難波田川分水路、ポンウシベツ川分水路 小股川分水路、ペーパン川、倉沼川、ペーパン第二支川 ペーパン第三支川、近文内川、桜川	旭川市
	オサラッペ川、六号川、七号川、八号川、ヨンカシュッペ川 シュマン川、イブンベウシ川	鷹栖町

河川減災対策協議会の対象河川について

上川振興局管内（石狩川上流）の1級水系（94河川 延長594.1km）

水系名	河川名	流域の市町村
石狩川 (上流)	忠別川、美瑛川、辺別川、宇莫別川、沼崎川 オイチャヌンペ川、留辺蘂川、二股川、カジ行の沢川、北沢川 美瑛美馬牛川、置杵牛川、ニタチパウマナイ川、サイトウ川 ミヤキタ川、水沢川、美瑛紅葉川、九線川、オヤウンナイ川	美瑛町
	ポン川、八千代川、稲荷川、志比内川	東神楽町
	牛朱別川	旭川市 当麻町
	サルン倉沼川、ポン倉沼川	東川町
	神水川、当麻川、ミヤシタ川、ポン牛朱別川、清水川、石渡川 当麻熊の沢川	当麻町
	比布川、比布ウッペツ川、蘭留川、北五線川	比布町
	愛別川、パンケ川、狩布川、パンケメムナイ川	愛別町

平成29年 6月 29日 (木) 13:30~
第3回 石狩川上流減災対策委員会

北海道管理河川における 現状の水害リスク情報や 取組状況について

石狩川上流

北海道上川総合振興局

現状の水害リスク情報

平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風について

平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風について

- 北海道への3つの台風の上陸、東北地方太平洋側からの上陸は、気象庁の統計開始以来初めて。
- 北海道の国管理河川において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生。道管理河川等においても5河川で堤防が決壊し、73河川で氾濫が発生。また、東北地方の県管理河川においては、12水系20河川で浸水被害が発生。

被害状況

【北海道】

一級水系の支川などの国管理区間において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生するとともに、道管理河川等においても5河川で堤防が決壊し、73河川で氾濫が発生するなど、死者3名、不明者2名、重軽傷者13名、住家の全壊30棟、半壊・一部損壊1,019棟、床上・床下浸水927棟など甚大な被害が発生した。

【東北地方】

東北地方の県管理河川(岩手県、青森県、宮城県)では、12水系20河川で浸水被害が発生し、岩手県では死者20名、不明者3名、重軽傷者4名、住家の全壊472棟、半壊・一部損壊2,359棟、床上・床下浸水1,466棟など甚大な被害が発生した。

北海道内における主な被害状況



台風経路図

【台風7号経路】

【台風11号経路】

【台風9号経路】

【台風10号経路】



東北地方の県管理河川の主な被害状況

久慈川、川又川、長内川(久慈市)

・越水等により、床上浸水850戸、床下浸水150戸の被害あり



浸水した高齢者利用施設の状況(岩手県岩泉町)

小本川、清水川(岩泉町)
・溢水・越水・決壊により浸水339ha、床上浸水723戸、床下浸水121戸



久慈市内 被害状況



小本川 被害状況





北海道・東北地方の豪雨による被害の特徴

- 国管理河川の上流部や支川のほか、整備水準が低い中山間地域の一級河川の支川や二級河川において越水や侵食等による堤防決壊や溢水などによる家屋流出や橋梁被災など甚大な被害が発生。
- ・防災情報の伝達が不十分であったことに加え、中山間地域における河川特有の急激な水位上昇に伴い、要配慮者利用施設などで逃げ遅れによる被害が発生。
- ・中山間地域の河川では、河川沿いの狭隘な低平地の大部分が浸水したことにより、沿川の要配慮者利用施設や工場、家屋等で被害が発生。
- ・中小河川では、土砂の流出による河床上昇や流木等の流出による橋梁での河道埋塞などが被害を拡大した可能性。
- ・橋梁被害や道路の洗掘等により、鉄道や国道の重要路線が分断され、物流にも影響を与えたほか、生活道路などローカル交通ネットワークの途絶が頻発し、集落の分断等が各地で発生。
- ・高い全国シェアを占める農作物の産地が甚大な被害に見舞われたことにより、全国の主要市場でも価格が高騰するなどの影響が発生。



堤防の決壊による氾濫状況(石狩川水系空知川)



岩泉町乙茂地区の被災状況(岩手県小本川)

【国土交通省資料より抜粋】

近年の降雨の状況について

近年の降雨の状況(北海道)

■北海道でも時間雨量30mmを超える短時間雨量が約30年前の約1.7倍になるなど、降雨形態が変化している。



道内アメダス100地点当たりの時間当たり30mm以上の降雨発生回数

近年の降雨の状況について

7/31～8/31の1ヶ月間の総雨量は、白金（美瑛町）で726mm
 この期間の総降水（雨）量は、降水量の年平均値の**約51%**

地点名	降水量年平均値 (mm)	統計期間
白金	1435.3	1984～2010

出典：気象庁 降水量の年・月ごとの年平均値



出典：気象庁アメダス 時間降雨量データ（期間：平成28年7月31～8月31日 地点：白金）

近年の洪水被災状況（石狩川上流）

上川管内一級河川における近年の主な洪水被害の状況



ペーパン川 < H28.8 >



ペーパン川 < H28.8 >



置杵牛川 < H28.7 >



辺別川 < H28.8 >

重要水防箇所

水系名	河川名	区間延長 (km)	流域の市町村
石狩川 (上流)	伊野川	0.56	旭川市
	神居川	2.00	
	江丹別川	0.21	
	ウッペツ川	1.60	
	オホーツナイ川	1.90	
	栄川	1.80	
	南校川	0.96	
	千代ヶ岡川	0.56	
	基北川	10.40	
	ポンウシベツ川	10.80	
	東光川	4.20	
	小股川	0.30	
	ペーパン川	4.05	

重要水防箇所

水系名	河川名	区間延長 (km)	流域の市町村
石狩川 (上流)	倉沼川	3.70	旭川市・東川町
	置杵牛川	0.30	美瑛町
	留辺蘂川	0.90	
	ポン川	0.92	東神楽町
	志比内川	0.70	
	比布川	1.19	比布町
	ポン牛朱別川	0.80	当麻町
	牛朱別川	2.00	
	当麻川	2.00	
	合計	51.85	

現状の取組状況

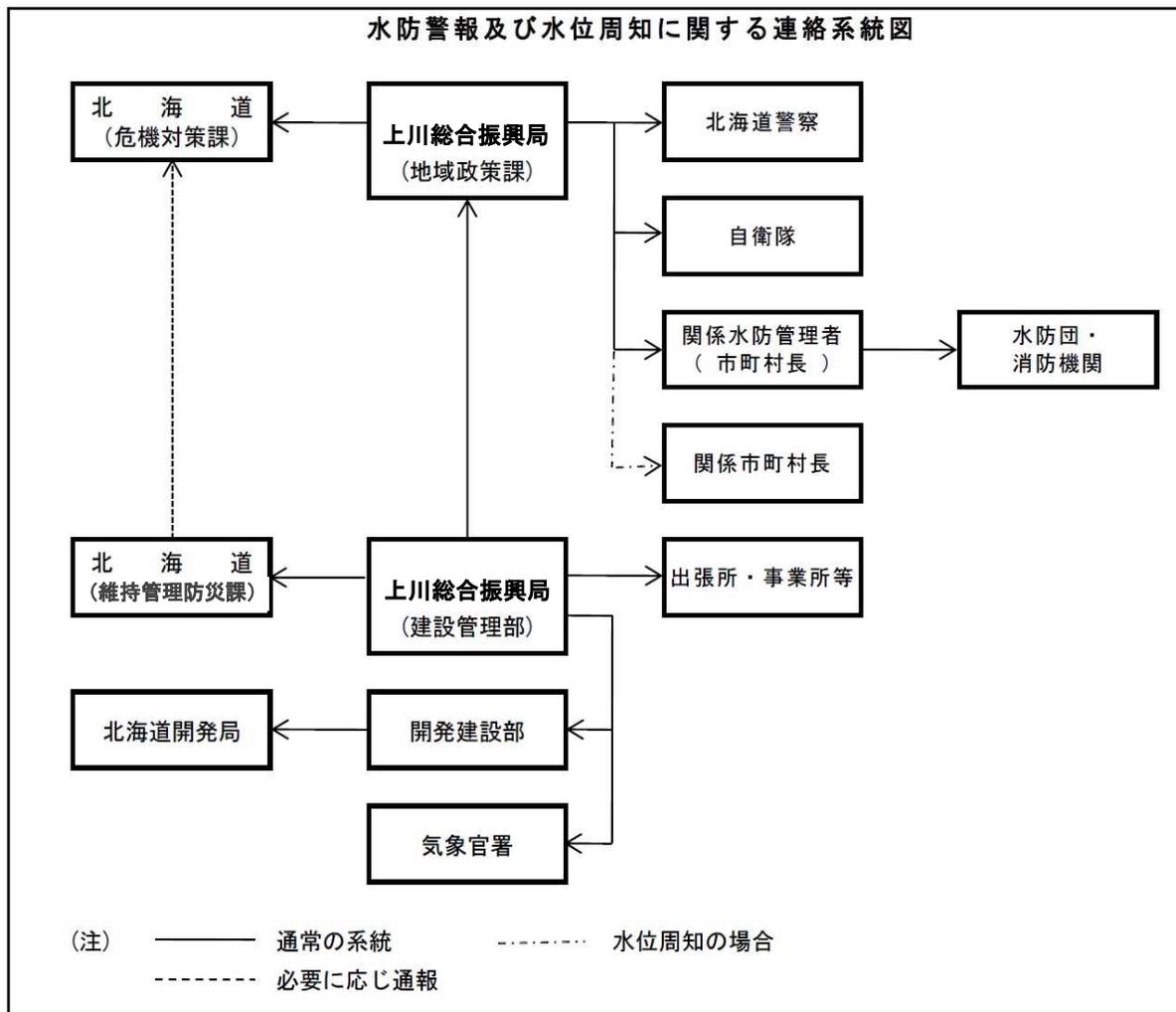


情報伝達・避難計画等に関する事項

～ 水位周知河川における水位情報提供 ～

- 水位周知河川において、避難勧告等発令の目安となる水防警報の発表等を実施。

水位周知河川（1級） <パーパン川、ポン川、牛朱別川、江丹別川、倉沼川、置杵牛川、当麻川、比布川>



別表第6-1 水防警報（洪水及び高潮）発表様式（水防警報発表時・避難判断水位到達時）

発信機関名	平成 年 月 日 時 分	実施責任者			
総合振興局(振興局)		総合振興局(振興局)副局長(建設管理部担当)			
河川名	警 報 種 別	発表番号	発表日時	担当出張所名	
川水系	準備 出動 指示 待機 解除	第 号	平成 年 月 日 時 分	出張所 事務所	
<input type="checkbox"/> 水位観測所の水位は、()時現在()m に達し、 <input type="checkbox"/> 増水する見込みです。 <input type="checkbox"/> ははん濫注意水位を()m 超えており、なお増水のおそれがあります。 <input type="checkbox"/> が引き続き減水する見込みです。					
避難判断水位到達情報 <input type="checkbox"/> 避難判断水位（特別警戒水位）又は避難判断水位相当換算水位は、洪水により河川がはん濫のおそれがあり、避難が必要となるおそれがあることをお知らせする水位です。 <input type="checkbox"/> 避難判断水位（特別警戒水位）又は避難判断水位相当換算水位が m に達しました。時 ~ 時の1時間以内 約 m 水位が上昇し、はん濫危険水位まであと m となっています。					
水防警報状況図 表()市町村の水防団は○印の対応を要します。					
建設管理部行政連絡係	防災電話番号	備考	地域対策行政連絡係	防災電話番号	備考

水防警報発表様式

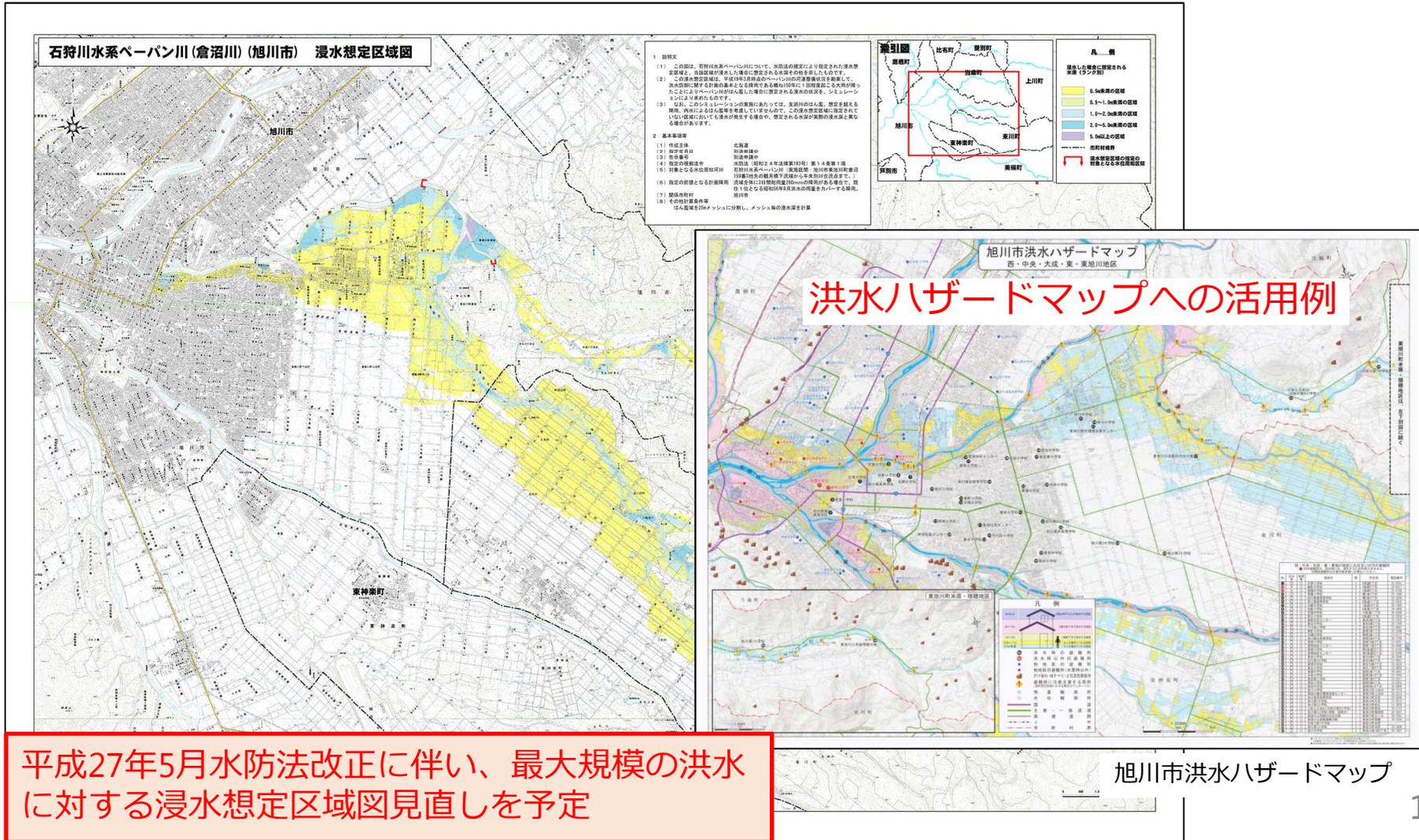


情報伝達・避難計画等に関する事項

～ 浸水想定区域図の作成及び周知 ～

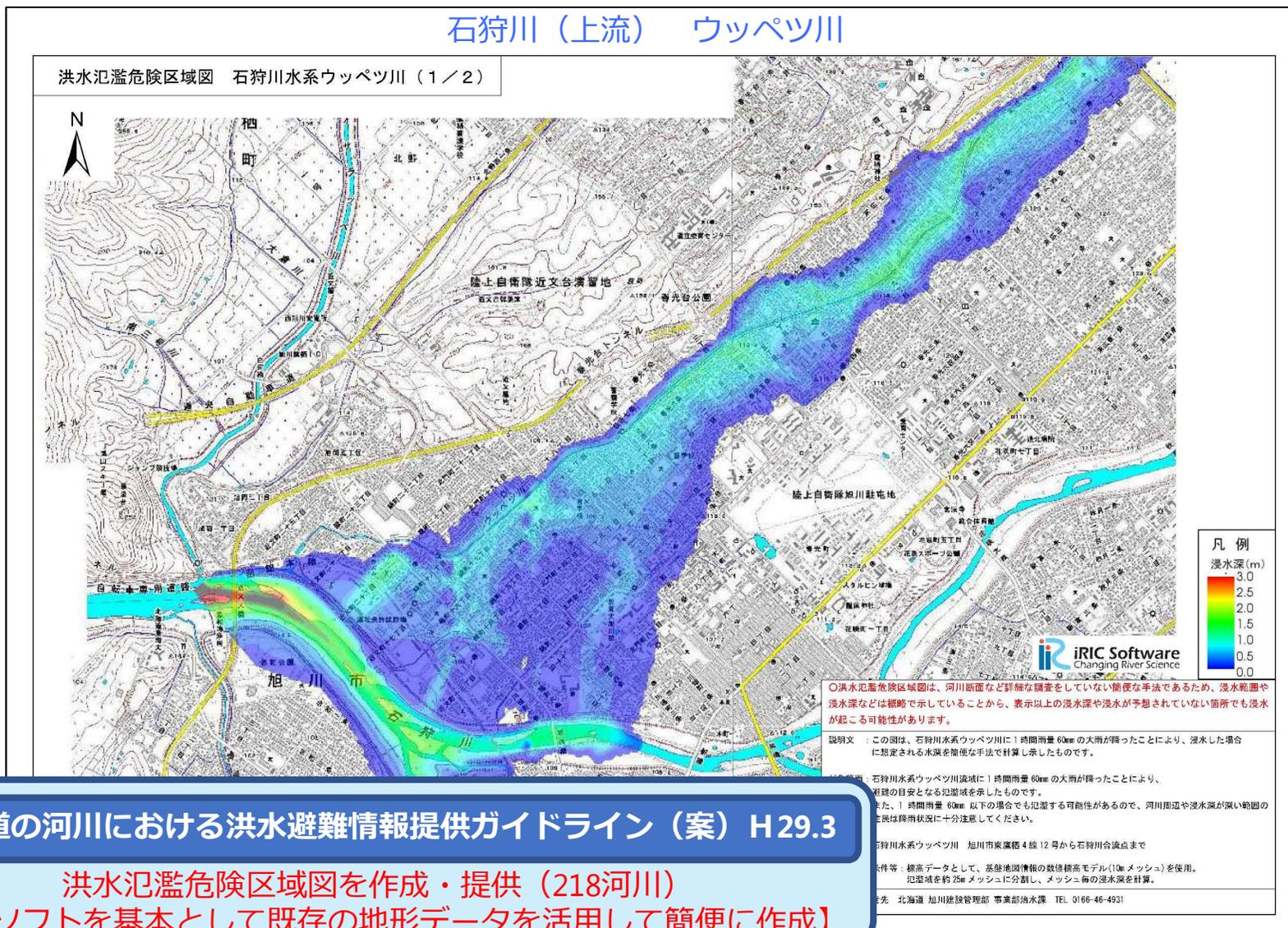
・ 浸水想定区域図を公表し、各流域の市町村長へ通知している。

水位周知河川で作成済み 水位周知河川（1級） <ペーパン川、ポン川、牛朱別川、江丹別川、倉沼川、置杵牛川、当麻川、比布川>





- ・ 洪水氾濫危険区域図を作成し、各流域の市町村長へ情報提供を予定している。



北海道の河川における洪水避難情報提供ガイドライン（案）H29.3

洪水氾濫危険区域図を作成・提供（218河川）

【iRICソフトを基本として既存の地形データを活用して簡便に作成】

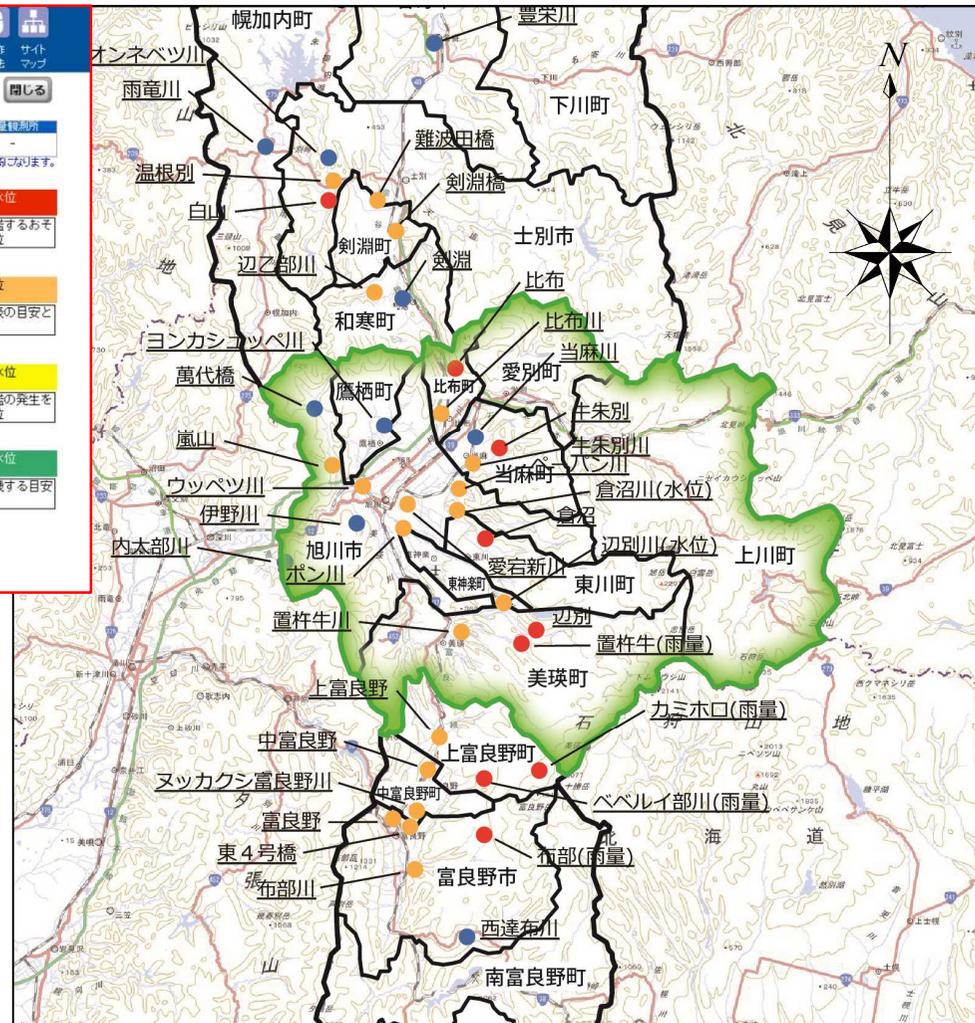


北海道

水防に関する事項

～ 水位観測データ等の公表（石狩川上流）～

- 河川水位等の情報を「川の防災情報」ホームページを通じて公表



● : 雨量観測所	5箇所
● : 水位観測所	10箇所
● : 水位雨量観測所	4箇所



- 河川維持管理計画に基づく河川巡視
出水期前の定期点検のほか、異常時点検として出水中及び出水後に河川巡視を実施。
- 水防資材の備蓄
旭川建設管理部管内の資材ヤードに根固ブロック、土のう等の水防資材を保管。



水防資材の備蓄状況



- 水害から人命や財産を守るための河川整備

流下能力が不足している河道に対し、流下断面を確保するための河道掘削や伐開、堤防整備を実施。



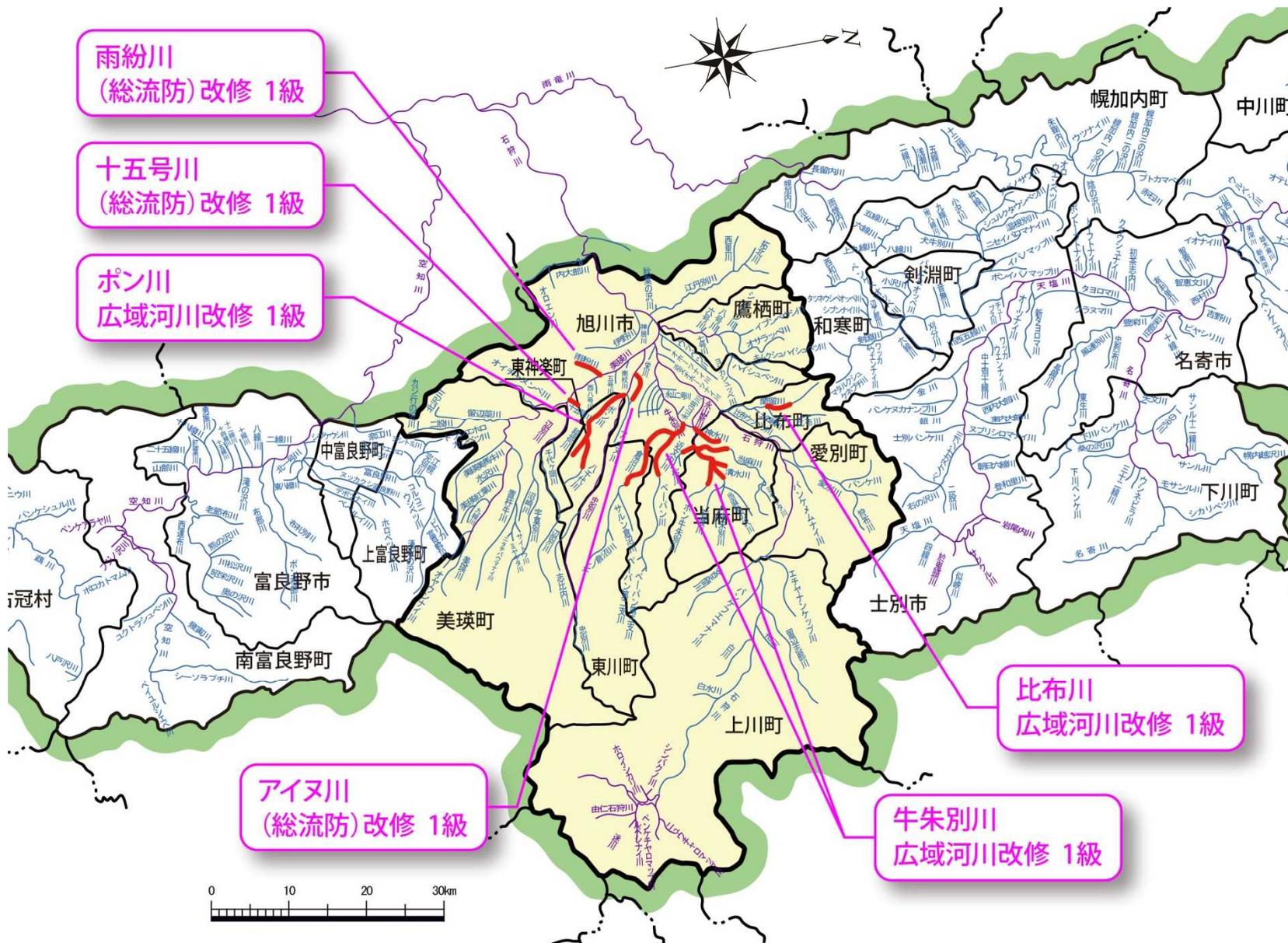
ペーパー川

河川名	市町村名	施工年度	事業概要
牛朱別川	旭川市・東川町	S24～	掘削工、築堤工、護岸工、樋管工、道路橋等
ポン川	旭川市・東神楽町	H4～	掘削工、築堤工、護岸工、樋管工、道路橋等
八千代川	東神楽町	H26～	掘削工、築堤工、護岸工、樋管工、道路橋等
比布川	比布町	H8～	掘削工、築堤工、護岸工、樋管工、道路橋等
十五号川	旭川市	H23～	掘削工、排水工、道路橋、サイフォン工等
雨紛川	旭川市	H16～	掘削工、築堤工、護岸工、樋管工、道路橋等
アイヌ川	旭川市	S61～	掘削工、築堤工、護岸工、樋管工、道路橋等



河川管理施設の整備に関する事項

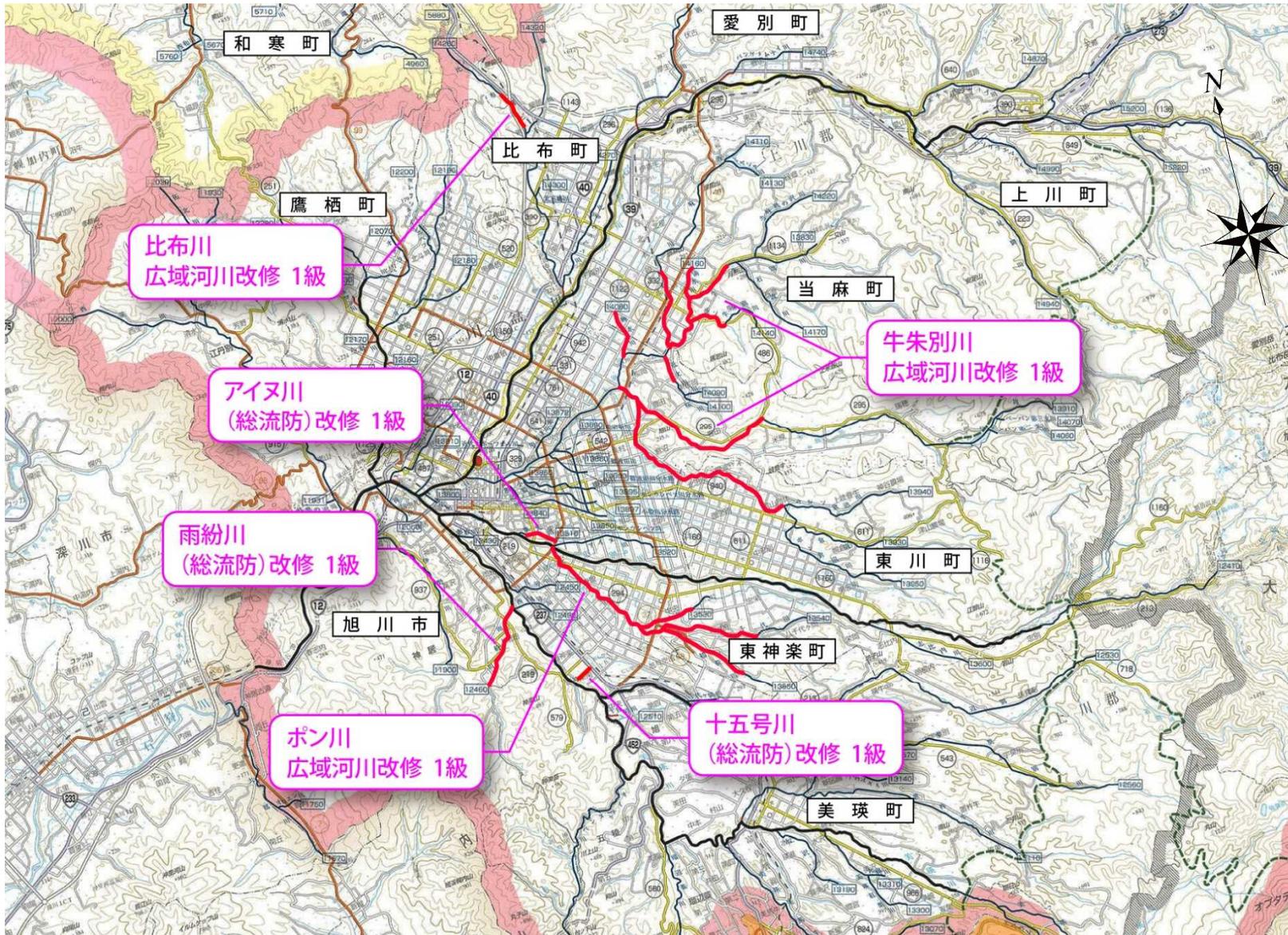
～ 上川管内（石狩川上流）の主な河川事業実施箇所 ～





河川管理施設の整備に関する事項

～ 上川管内（石狩川上流）の主な河川事業実施箇所～



【地図：旭川建設管理部管内図】

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方（平成 29 年 1 月）」等を踏まえた緊急対策～

平成 29 年 6 月 20 日

国 土 交 通 省

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による甚大な被害を踏まえ設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取り組みを国管理河川を中心に進めてきた。

このような中、平成 28 年 8 月、台風 10 号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。

この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする水防法等の一部改正を行うなどの各種取組を進めているところである。

今般、両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年（平成 33 年度）で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として緊急行動計画をとりまとめた。

今後、国土交通省としては、本計画を踏まえ、都道府県等の関係機関と緊密に連携し、各種取組を緊急的かつ強力で推進することで、「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指す。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申),平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申),平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進: 国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保: 平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知: 平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進: 平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計: 国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援: 防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援: 平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

(3) 的確な水防活動のための取組

① 水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検: 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実: 水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達: 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実: 耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善: 平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定: 浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進: 「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・流木による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（主な取組）

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

水防法に基づく協議会の設置

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	・毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表		



協議会の開催状況

＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了（平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し）
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難勧告着目型の水害対応タイムラインを作成	毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ				平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知（既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知）

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催				平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有

防災教育の促進

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援				引き続き、防災教育の実施を支援

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画 取組一覧

※都道府県管理河川については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言とする。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
(1)大規模氾濫減災協議会の設置		
<ul style="list-style-type: none"> 大規模氾濫減災協議会の設置 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度までに全ての河川を対象に「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を全129地区で設置し、5年間の取組内容を「地域の取組方針」としてとりまとめ。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月までに「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を175地区で設置。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」へ移行。水防法の改正を受けて、「地域の取組方針」を再確認し、減災対策を充実。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、改正水防法に基づく「都道府県大規模氾濫減災協議会」へ移行、又は新たに「都道府県大規模氾濫減災協議会」を設置し、各協議会において「地域の取組方針」をとりまとめ。 ※「大規模氾濫減災協議会」及び「都道府県大規模氾濫減災協議会」については、以下「協議会」という。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、協議会を開催して取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施。 協議会の取組内容等についてホームページ等で公表。
(2)円滑かつ迅速な避難のための取組		
①情報伝達、避難計画等に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> 洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築) 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理河川では109水系に係る全ての市町村でホットライン構築。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県管理河川ではホットラインを12県249市町村で構築。 平成29年2月に都道府県向けに「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン(案)」を作成・通知。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町村等と河川管理者において、ホットラインを構築。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<p>・避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)</p>	<p>【国管理河川】 ・平成29年6月までに、全730市町村で、河川管理者、市町村、気象台等が連携し、避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインを作成。 ・全国15地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者^(※1)による多様な防災行動^(※2)を対象とした水害対応タイムラインを作成。</p> <p>(※1) 市町村福祉部局、要配慮者利用施設管理者、ライフライン事業者等 (※2) 要配慮者の避難、鉄道・電力・ガス等のライフライン事業者の対応</p> <p>【都道府県管理河川】 ・平成29年4月までに、15府県117市町村で水害対応タイムラインを作成。 ・平成28年8月に都道府県に対して「タイムライン(防災行動計画)作成・活用指針(初版)」を通知。 ・平成29年4月に都道府県に対して「水害対応タイムラインの作成等について」を通知。</p>	<p>【国管理河川】 ・平成29年度に、全国20地域で、迅速かつ効率的な防災行動の実施を目指し、河川管理者、市町村、気象台等に加え、様々な関係者^(※1)による多様な防災行動^(※2)を対象とした水害対応タイムラインの取組を先行して検討するとともに、協議会の場等を活用して、その取組の拡大を図る。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・平成29年度中に、協議会の場等を活用して、洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 ・水害対応タイムラインを活用して、河川管理者は洪水対応訓練を実施し、また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。</p>
<p>・水害危険性の周知促進</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・平成29年3月に都道府県に対し「水位周知河川等の指定促進について」を通知。 ・平成29年3月に「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」公表し、都道府県に通知。</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ。 ・平成33年度を目途に、市町村の役場等に係る河川の内、現在、未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して浸水想定及び河川水位等の情報を提供(水害危険性の周知)。(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ約2,500河川で水害危険性を周知。) ・毎年、協議会において、水害危険性の周知の実施状況を確認。</p>
<p>・ICTを活用した洪水情報の提供</p>	<p>【国管理河川】 ・平成29年6月15日までに国管理河川68水系412市町村で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・平成28年3月に「川の防災情報」をリニューアルし、スマートフォン版サイトを提供開始(GPSによる現在位置表示機能の追加、河川監視用カメラのライブ画像の提供開始等)。</p>	<p>【国管理河川】 ・平成32年度までに全109水系の洪水予報指定河川で洪水情報のプッシュ型配信を運用開始。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・都道府県がICTを活用した洪水情報等の住民周知を行うに際し、「川の防災情報」をプラットフォームとして提供するなど技術的な支援を実施。</p>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> 隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定し、広域避難に関する基本的な考え方を記載。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各市町村において、水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等においては、協議会の場等を活用して、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整を実施。 また、必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度までに隣接市町村等への広域避難体制を構築。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設への説明会の開催。(平成29年6月までに全47都道府県で実施済み) 平成29年6月に「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き」を改訂するとともに、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を作成。 平成29年6月に「土砂災害警戒避難ガイドライン」を改訂するとともに、「避難確保計画作成の手引き」(土砂災害)を作成。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、兵庫県、岡山県、岩手県においてモデル施設を選定し、避難確保計画を作成。とりまとめた知見については、協議会等の場において共有。 平成33年度までに対象の要配慮者利用施設(浸水:31,208施設、土砂災害:7,325施設(重複含む)[※])における避難確保計画の作成・避難訓練を実施を目指す。(※平成28年3月現在の施設数) 避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況については、毎年、協議会等の場において進捗状況を確認。 平成29年7月に「土砂災害防止対策基本指針」を改訂予定。
<p>②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年7月に想定し得る最大規模の降雨に係る基準を告示。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年6月までに全109水系において作成・公表。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年出水期までに、協議会の場等を活用して、今後5年間で実施する想定最大規模の降雨による浸水想定区域図等の作成・公表の予定を検討し、「地域の取組方針」にとりまとめ、順次作成・公表。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> ・水害ハザードマップの改良、周知、活用 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月に「水害ハザードマップ作成の手引き」を改定。 ・平成29年6月に「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」を改定。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、適宜、「水害ハザードマップ作成の手引き」を充実し、市町村に提供。 ・想定最大規模の洪水による浸水想定区域図が作成された場合は、市町村において速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知。 ・水害ハザードマップの作成・改良後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・浸水実績等の周知 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年6月に都道府県に対し浸水実績等の把握・周知の方法、留意点等についてまとめた説明資料を提供。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度中に協議会の場等において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知。
<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の促進 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年11月に、文部科学省と連携し、「国土交通省等と連携した防災教育の取組について」、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」を作成。 ・平成28年度より、教育関係者等と連携して、継続的に防災教育を実施する学校(28校)を決定し、指導計画の作成等の支援を開始。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手。 <p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、協議会の関連市町村における全ての学校に共有。 (防災に関する内容が強化された新学習指導要領に基づく授業がH32年度から開始されることも念頭に実施)

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項		
<p>・危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備</p>	<p>＜危機管理型水位計＞ 【国管理河川】 ・平成29年6月、革新的河川管理プロジェクト^(※1)で開発中の危機管理型水位計^(※2)による試験計測を開始。</p> <p>＜河川監視用カメラ＞ 【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受けて、国管理河川において、河川監視用カメラ配置計画を見直し、洪水に対してリスクが高い全ての区間^(※3)に設置完了。</p> <p>(※1)IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2)低コストで自治体でも導入しやすいクラウド型・メンテナンスフリー水位計 (※3)平成28年1月時点</p>	<p>＜危機管理型水位計＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において平成29年度中に危機管理型水位観測規定等を作成。 【国管理河川】 ・平成29年度中に危機管理型水位計配置計画を公表。 ・危機管理型水位計配置計画に基づいて、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。協議会の場等を活用して、配置状況を確認。</p> <p>＜河川監視用カメラ＞ 【国・都道府県管理河川共通】 ・国において河川監視用カメラ画像の確実な提供体制を確保するため、設置目的に応じた河川監視用カメラの開発に着手。 【国管理河川】 ・河川監視用カメラの配置計画を見直し(設置目的に応じた性能最適化・集約化等)、順次整備を実施。 【都道府県管理河川】 ・協議会の場等を活用して、河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。</p>
<p>・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)</p>	<p>【国管理河川】 ・平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。 ・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。</p>	<p>【国管理河川】 ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 【都道府県管理河川】 ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。</p>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> 河川防災ステーションの整備 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月までに河川防災ステーションを48水系53河川94箇所整備。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年3月までに河川防災ステーションを27水系38河川39箇所整備。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方を検討・調整。

(3) 的確な水防活動のための取組

① 水防体制の強化に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年10月に、各地方整備局へ重要水防箇所の点検・見直しなどを含む「平成27年9月関東・東北豪雨を受けた「避難を促す緊急行動」の実施について」を通知。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(水防活動に係る建設業者を含む)が共同して点検を実施。
<ul style="list-style-type: none"> 水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組) 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年5月(北海道は6月)に、水防活動に関する住民等の理解を深めるため、水防月間を実施。 毎年2月、水防団員の意識啓発のため、水防功労者表彰を実施。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施。
<ul style="list-style-type: none"> 水防訓練の充実 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年、水防団等の技術力向上のため、水防月間に水防訓練を実施。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容の検討、調整をして実施。
<ul style="list-style-type: none"> 水防団間での連携、協力に関する検討 	<p>—</p>	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用し、大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実 	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討。
<ul style="list-style-type: none"> 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備) 	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況については協議会で共有。
(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
<ul style="list-style-type: none"> 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等 	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協議会の場等を活用して、水害リスク情報を共有するとともに、現況の施設・機材の情報について共有。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成32年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水計画を作成。 各施設管理者において施設の増強や耐水化等の対策を順次実施。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理河川における先行事例の周知など技術的な支援を実施。
<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害軽減地区の指定 	—	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防管理者が浸水被害軽減地区を指定する際の参考となるよう、浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地形データや氾濫シミュレーション結果等)提供を実施。 複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会の場等を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定に取り組む。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
(5)河川管理施設の整備等に関する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ・堤防等河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策) 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年関東・東北豪雨を受け、優先的に整備が必要な区間約1,200kmの内、平成29年3月末時点で、184km実施。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成32年度までに対策延長約1,200kmを整備。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備状況、整備方針等を協議会で共有、優先区間を定めて順次実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策) 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年関東・東北豪雨を受け、氾濫リスクが高いにもかかわらず、当面の間、上下流バランスの観点から、堤防整備に至らない区間など約1,800kmについて危機管理型ハード対策に着手。 ・平成29年3月までに約541kmの対策を実施。 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備箇所や整備手順について、協議会で確認し、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備。 <p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施箇所の優先区間を定めて、協議会で確認し、順次整備を実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・ダム再生の推進 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生を全国20ダムで実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理の123ダムで操作規則等の総点検を開始。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施。 ・既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等を施設改良によるダム再生を実施。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダムの柔軟な運用」について、国・水資源機構管理ダムにおいて、操作規則等の総点検を平成29年度中に実施し、結果を踏まえて関係機関と調整を行い、運用を見直し。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。 ・ダムの洪水調節機能を十分に発揮させるため、流下能力の不足によりダムからの放流の制約となっている区間の河川改修を推進。

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<p>・樋門・樋管等の施設の 確実な運用体制の 確保</p>	<p>＜操作が不要な樋門等の導入＞ 【国管理河川】 ・平成29年3月に「樋門・樋管ゲート形式検討の手引き」(案)を作成。</p>	<p>＜樋門や水門等の無動力化・遠隔操作化等の推進＞ 【国管理河川】 ・平成29年度内にフラップ化等の無動力化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。</p> <p>【都道府県管理河川】 ・国と都道府県が参加する技術研究会等において、国の無動力化の取組について情報提供し、都道府県河川における無動力化の推進に資する技術的助言を実施。</p> <p>【国・都道府県管理河川共通】 ・平成29年度内に津波浸水リスクの高い地域等において、水門等の自動化・遠隔操作化を優先的に整備する対象施設を抽出し、順次整備を実施。</p> <p>＜確実な施設の運用体制確保＞ 【国管理河川】 ・市町村以外で操作委託が可能な団体について検討を実施。</p>
<p>・河川管理の高度化の 検討</p>	<p>【国管理河川】 ・平成29年4月、河川管理及び災害対応の高度化に向けた革新的河川管理プロジェクト^(※1)で開発中の陸上・水中ドローン^(※2)および全天候型ドローン^(※3)による試験飛行・試験計測を開始。</p> <p>(※1) IT、航空測量技術等の最新技術をオープン・イノベーションの手法によりスピード感をもって河川管理への実装化を図り、河川管理及び災害対応の高度化を図るプロジェクト (※2) 陸上・水中を上空からレーザーで測量するドローン (※3) 降雨・強風時でも飛行し、情報を収集するドローン</p>	<p>【国管理河川】 ・平成29年度中に、河川堤防や河床の形状を面的に計測し河川管理の高度化を図る陸上・水中ドローンと、降雨・強風時でも飛行し災害発生現場等の映像等を迅速に収集する全天候型ドローンを開発し、平成30年から開発したドローンを順次配備予定。</p> <p>【都道府県河川】 ・開発したドローンについて平成29年度内に国から都道府県へ情報提供。</p>
<p>(6) 減災・防災に関する国の支援</p>		
<p>・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・平成29年度より防災・安全交付金の制度を拡充。(ハード対策を実施している河川の沿川におけるソフト対策だけでなく、流域内で実施するソフト対策についても新たに防災・安全交付金の対象)</p>	<p>【都道府県管理河川】 ・防災・安全交付金により、水防災意識社会再構築の取組を支援。</p>

実施する施策	これまでの取組(平成29年6月まで)	今後の進め方及び数値目標等
<ul style="list-style-type: none"> 代行制度による都道府県に対する技術支援 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行する制度を創設。 	<p>【都道府県管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ダムの再開発や災害復旧事業等のうち、高度な技術力等が必要な工事について、都道府県から要請があった場合に国・水資源機構が代行して実施。
<ul style="list-style-type: none"> 適切な土地利用の促進 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水ナビ、ハザードマップポータルサイト等により、浸水想定区域等の水害リスク情報を公表。 <p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画の作成を検討している市町村のまちづくり部局に対し、直接水害リスク情報を説明。 不動産関連事業者に対し、水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に浸水想定区域内の全ての市町村のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供。 国において、災害危険区域を適切に指定促進するため、関係部局と連携して平成29年度中を目途に災害危険区域指定に係る事例集を作成し地方公共団体へ周知。 不動産関連事業者に対し、引き続き、研修会等で水害リスク情報等に係る施策の最新情報を説明。
<ul style="list-style-type: none"> 災害時及び災害復旧に対する支援 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震や大規模水害に対しTEC-FORCEを派遣し、排水ポンプ車による緊急排水、被災状況調査等の被災地支援を実施。 国土交通大学校、地方整備局が実施する研修等における地方公共団体職員受け入れ枠を拡大。 国、都道府県等の関係者が一体となった実動訓練等を実施。(平成28年実績18回) 平成29年4月に、「災害復旧・改良復旧事業におけるICTの活用について(事例集)」及び「TEC-FORCEによる被災状況調査におけるICTの活用促進と最近の活用事例」等を作成。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転するため、初動対応から復旧に至るまで総合的にマネジメントできる人材育成プログラムを作成し、これに基づき研修・訓練等を全地方整備局等で実施。 国による地方公共団体等への支援充実に加え、地方公共団体間の相互支援を促し、災害対応力の向上を図るため、災害発生時に各地方整備局等から被災状況やTEC-FORCEによる支援活動を被災地以外の地方公共団体にも情報提供を充実。
<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の地方公共団体との共有体制強化 	<p>【国管理河川】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年9月から、DiMAPS(統合災害情報システム)の運用を開始。 	<p>【国・都道府県管理河川共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に、DiMAPSの利用促進に向け、全都道府県に対する説明を実施し、都道府県と災害情報共有を強化。

その他、『大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～』(平成27年12月、社会資本整備審議会答申)及び『中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について』(平成29年1月、社会資本整備審議会答申)を受け、進めている調査研究等の取組(「堤防の連続的な高さについての調査の実施」、「水防活動の効率性の向上」、「リアルタイムで浸水区域を把握する技術の開発」、「中小河川における洪水予測技術の開発」、「ダムへの流入量の予測精度の向上」、「水害リスクの把握に関する調査研究」、「流木や土砂の影響への対策」、及び「近年の降雨状況の計画への適切な反映」)については、長期的な視点や最新の知見等を踏まえ、継続的に進めていくこととしている。

平成29年4月（出水期前）減災対策委員会 幹事会

- ・ 道管理河川の追加について確認（経緯、要領改定 等）
- ・ 道管理河川における現状の水害リスクや取組状況の確認
- ・ 平成28年度進捗状況フォローアップ（各機関の進捗状況確認）
- ・ 今後のスケジュールの確認



平成29年6月（出水期前）減災対策協議会

- ・ 同 上



適宜 減災対策協議会 幹事会

- ・ 道区間における現状の取組状況と課題の確認
- ・ 国+道管理区間を対象とした、概ね5年以内で実施する取組方針(案) について確認



平成29年度内 減災対策協議会

- ・ 道区間における現状の取組状況と課題の確認
- ・ 概ね5年で実施する取組方針（国+道管理区間）の策定



- ・ 以降、出水期前に毎年協議会を開催しフォローアップを実施
- ・ 取組方針についても必要に応じて見直し